

アラン・R・プレスト

「所得課税対支出課税」*

渡 部 尚 史

I. はじめに

この論文では個人支出税がどのような視点から支持されてきたかをたどりながら、支持論の根拠を検討する。議論の大半は比例個人所得税と比例個人支出税との比較にあてられるが、累進税構造の場合にも少しは触れることにしたい。そこでまず、第II節では伝統的な個人支出税支持論を簡潔に要約し、次に第III節では1970年代の支持論を、そして最後に第IV節では1980年代の支持論を検討する。

II. 伝統的な個人支出税支持論

この節では J. S.ミルが初めて個人支出税を支持した1848年から、カルドアが伝統的議論を集大成した1955年までの主な支持論をとりあげる。

最も一般的な個人支出税支持論は次の論点と係わりがある。

- (1) 所得の発生——概念的（貯蓄の定義の問題）にも、税務行政的（ギャンブル賞金などの一括収入の問題）にも——の定義が難しい。
- (2) 所得税は課税前の貯蓄の収益率と課税後の収益率の間に乖離をもたらすが、

* 本稿は、アラン・R・プレスト・ロンドン大学教授（当時）が1984年8月28日から9月28日まで日本学術振興会の招きで来日された際にセミナーで報告された論文“Income Taxation v Expenditure Taxation”を翻訳したものである。翻訳の便宜をはかって戴いた能勢哲也先生に感謝を表します。

支出税（つまり所得マイナス貯蓄プラス負の貯蓄に税する税）にはそのような乖離が生じない。したがって貯蓄の収益率は所得税の場合よりも高くなり利子弾力性の大きさに応じて貯蓄は増加するだろう。また短期の貯蓄よりも長期の蓄積が有利になろう。

さらに（カルドア流の議論では）別な観点からも支持される。

- (1) 資源の増加よりも使用にかんして課税する方が公平である。税務当局が望めば、個人所得税の場合とちょうど同じように累進構造にすることが可能である。
- (2) 個人支出税は個人所得税よりも景気循環を安定させる機能にすぐれている。たとえば、個人支出税率の一時的な引き上げは消費を削減するが、個人所得税率の一時的な引き上げは貯蓄を削減する可能性がかなり大きい。

しかし伝統的な支持論は次の理由でよく批判されている。

- (1) 理論的。両税から同一税収を得ようとすれば、個人貯蓄が一国全体で正の場合、総支出は総所得よりも少ないので、個人支出税の実効税率は個人所得税の実効税率よりも高くなければならない。また個人所得税の場合よりも貯蓄は消費に比して有利なことには変わりはないが、（たとえば、余暇に対する需要が将来消費に対する需要と補完的で、現在消費に対する需要と代替的であれば）勤労意欲が阻害されることもありうる。したがって貯蓄性向が高くても、所得の絶対水準が下がれば、貯蓄の絶対水準も下がる。さらに累進個人所得税の場合、変動所得が安定所得よりも不利になることが認められているが、累進個人支出税の場合にも変動消費について同じ問題がおこる。
- (2) 税務行政的。
 - ① 個人支出税を運営するために必要な情報（たとえば純資産の変化）を記録することは税務当局と納税者の双方に多大な負担をかけると考えられる。
 - ② 新しい税制への移行時に大きな問題がおこると思われる。たとえばカルドアは、あらかじめ銀行券を蓄えて移行後にそれを使って消費すれば個人

支出税を回避できるので、新税導入時に通貨制度の変更が必要かもしれないと考えた。

- ③ 税務行政的に難しいので、課税対象者を国民全体ではなく、所得（あるいは支出）分布の上位の人というように比較的少数に限定すべきであるというのが一般的な見解であった。
- ④ カルドアの示唆で1950年代にインドとスリランカで導入された個人支出税は惨敗した。

III. 1970年代の議論

- (1) 参考文献が示すとおり、1970年代に個人支出税に対する関心が大きく復活し、新しい議論が数多くおこなわれた。これらの議論を伝統的議論と新しい論点を含む議論に分けてみるのが便利であろう。
- (2) 伝統的議論
 - ① 所得課税の資源配分上の歪み。いろいろな形態の貯蓄に対して別々に特別措置を講ずると、結果として資本市場に歪みがおこる。またインフレーションの状況で所得を適切に定義することは個人支出税の場合、難しくはない。さらに資本所得税を廃止できる利点は大きい。
 - ② 公平。資源の増加と利用のどちらに課税するのが公平かという議論から、税負担が消費のタイミングと無関係になる税制に重点が移った。個人支出税の場合には税負担は消費のタイミングと無関係になるが、個人所得税の場合にはそのようにはならないだろう。
 - ③ 登録資産と非登録資産。登録資産とはたとえば不動産や上場証券などの形の貯蓄であり、もしプラスであれば課税標準から控除され、マイナスであれば算入される。一方、非登録資産（特に銀行預金や家計内の所持金）は増加しても課税標準から控除されないし、取り崩して支出しても課税さ

れない。このように資産を区分することで、①税務行政が容易になり、②貯蓄を取り崩した緊急の支出を課税対象から外すことができると思われる（ここでは、政府の指定した登録資産と非登録資産のリストを提案することが主たることで、どの資産をどちらの項目に入れるかは個人にとっては代替的であろう）。

④ 個人支出税の導入方法。税制改正は全面的かあるいは同時的かのいずれかなので次のような導入方法が考えられる。

(a) （たとえば所得や年齢によって）選択されたカテゴリーの人々に対して個人支出税を導入する。このとき、他のカテゴリーの人々にどのように課税すべきか——個人所得税を存続させるのか、間接税（たとえば付加価値税）を代わりに導入するのか——ということが問題になる。

(b) 税制改正と同時に純貯蓄をすべて控除する方法もあるし、たとえば当初純貯蓄の1/10を控除し、次に2/10へと段階的に拡げる方法もある。

(c) 個人支出税を当初あるタイプの資産に、次いで別なタイプへと適用していく。

⑤ 個人支出税の税務行政。所得と純資産の変化を評価することは必要ではなくなり、キャッシュ・フローを評価することが必要とされるようになった。たとえば経常勘定あるいは資本勘定のすべての所得が申告されて、事業費用や登録資産取得のための現金支払を控除すればその差が消費になる。個人所得税と同様に人的控除を設けることもできる（例証としては、Kay and King 1983, pp.88—89 を見よ）。

(3) 新しい論点の議論

1970年代の議論は多少新しい次元でおこなわれたが、最も重要なものは次のようである。

① 法人税。個人支出税の下で法人税が必要かどうか真剣に検討された。

その結果一般的には、たとえ他の理由はなくても国際投資の点から法人税

が必要ということになり、法人税の適切な形態が考察され、キャッシュ・フロー型の法人税が展開された（この点についてはこれ以上は扱わない）。

② 個人支出税の国際的側面。この点について次ぎの2つの重要な問題に注意が払われた。

(a) 国際間の配当の取扱。国内投資の場合、キャッシュ・フロー税から母国の課税が税額控除されない可能性があることや、外国投資の場合、外国税の支払を過剰に補償する危険があるというような疑問が検討された。

(b) 個人支出税の課税国から個人所得税の課税国への移住者あるいはその逆の移住者に対する税の適当な取扱。

③ 資本課税。個人支出税は個人の資産保有を増加させるだけでなく資産分配の不均等をもたらすと長く議論されてきた。

しかし今日では個人支出税の下での資本課税の適当な構造の方に多くの注意が向けられている。この点については2つの考え方がある。

(a) 個人支出税の課税標準からすべての資本移転を控除して、資本移転に特別税を課すか、純資産税を導入する。あるいは2つの税を組み合わせる。

(b) 純粋な包括的所得税から類推して、資本移転をすべて寄贈者の所得に含め、支出されたときに受贈者の課税標準に含める。これは生涯支出税を指向することになる。

累進的な生涯支出税では課税標準が年毎に大幅に変動する人が不公平な取扱を受けると考えられたり、個人が受け取った贈与の累積額を考慮することが重要であるとする見方をすれば、(a)の見解が優れている。しかしどちらの見解が優れていようとも、個人支出税の貯蓄促進効果は資本課税の強化によっていくぶん相殺されることになろう。

④ 個人支出税の景気安定効果にはほとんどあるいは全く注意が向けられなくなったので、議論の範囲は狭くなった。

(4) 1970年代の議論に対するコメント

- ① 純粋な個人支出税を不純な個人所得税と比較する傾向が支出税の提唱者に見られた。現行の税の欠陥たとえば個人所得税による貯蓄の歪みを指摘することはずいぶん簡単なことではあるが、個人支出税を矛盾や欠陥なしに実施できるとするのは大胆な仮定である。たとえば、個人消費を企業消費と偽るといった問題が深刻になるかもしれないし、夫婦の消費を別々に評価することが個人支出税の場合に一層困難になるかもしれない。
- ② 公平面の議論が誇張された。たとえば後年の消費のために貯蓄をおこなったことで所得税の現在価値が大きくなることは所得の現在価値が大きくなることと一致するので、個人支出税の方が公平であるというわけでもない。
- ③ 登録資産と非登録資産。ここでの問題は多いが、まず
 - (a) 各資産ごとにリストを作成しなければならない。しかし住宅、耐久財、教育など分類の難しい項目が数多いうえに、資産のタイプが時とともに変化するのでリストを修正する必要がある。
 - (b) 非登録資産の範囲を決定する際にジレンマがある。もし広くとれば、脱税がおこなわれやすくなるし（以下を見よ）、狭くとれば、貯蓄を取り崩した緊急の支出に課税してしまうことになるかもしれない。
 - (c) 非登録資産の購入には課税するが、その資産からの所得や資本利得は支出されない限り課税しないという論理で非登録資産が設けられているが、この制度の提唱者はその限界を認めようとはしなかった。
 - (d) 非登録資産を外国で取得するという問題がある（以下を見よ）。
 - (e) 税制変更前に多額の非登録資産を購入し変更日にそれを隠匿してその後資産を処分すれば、課税を回避できるので、税制移行の問題がおこる。
- ④ その他の税制移行の問題。非登録資産とは別に、所得税制の下で貯蓄をし、その後たぶん退職時に貯蓄を取り崩した支出に個人支出税がかかり不利になるといった問題が多くある。同様の問題はたとえば障害補償金で生

活している人についてもおこる。

- ⑤ キャッシュ・フローの記録。税務行政上簡単とする主張は注意して検討すべきである。キャッシュ・フローの項目の完全性と一貫性、たとえば受取の脱漏や投資の過剰計算を照合するためにバランス・シートが必要なものは無理のないことである。
- ⑥ 国際的側面。これは最も批判的な検討の必要な分野であるといってもよい。ある国が単独で個人支出税を採用すると単純化して考えると（そうでないと別な問題がおこる）、なんらかの形の法人税を存続させなければならない。そうしないと個人支出税を採用した国の国内投資が非課税になりうるからである。また投資自体だけでなく投資所得に対する外国税が相殺可能であれば、外国投資を過大に税額控除してしまうと議論されているが、外国税の税額控除を否定すれば、たとえば税制改正前の外国投資や登録資産への外国投資は一層不利になる。

また個人支出税の課税国において無税で資産を蓄え、個人所得税の課税国へ移して取り崩すという問題を回避するためには出国税を課すべきだと議論されている。しかしこのような政策は経済的だけでなく政治的にも重大な問題を引き起こすことになる。同様の問題は入国者についても生じる。他国において所得税制の下で資産を蓄積していれば、個人支出税の課税国に入国した後の貯蓄の取り崩しに対して厳密に個人支出税を課すべきではないとも議論できるのである。

個人支出税の課税国から出国してやがて帰国したり、あるいは逆の行動をとる人についてもまた問題がおこる。前者の場合には出国税を払い戻さなければならないし、後者の場合には国内で購入した資産については出国税を課してはならない。

- ⑦ 資本課税。資本課税と個人支出税を統合しないとすれば、資本移転課税や純資産課税と係わりのあるよく知られた問題がある。どちらの場合にも

資本税制が厳しければ、個人支出税による貯蓄促進効果は一部相殺されるといえる。そしてどちらの場合でも資本課税を効率的におこなうことは税務行政上恐ろしいことになるし、ミード報告の考えているような複雑な税制を導入すれば面倒なことになる。

一方、資本課税と個人支出税を統合しようとするれば (Kay and King を見よ) 問題は一層手に負えなくなる。いくつか選びだすと、

- (a) (もし個人支出税が累進的とすれば) 平均化。受贈者は自ら選んだように支出できるので平均化の措置は必要ないと言うのは十分でない。一方寄贈者は同じ選択 (たとえば予期せぬ死亡) をすることはしない。
- (b) 課税単位。個人支出税と資本課税を統合すると、資本移転と経常消費に同じ課税単位で課税しなければならないだろう。個人支出税が個人ベースでなくて夫婦単位で容易に適用できるとすれば、資本移転にも同じように適用しなければならないだろう。
- (c) もし個人支出税を選択されたグループ (たとえば上位支出者) のみに適用するならば、残りのグループをカバーするためにこれとは別個の資本課税を存続させなければならないが、そのときには個人支出税を課せられる人とそうでない人との間の資本移転をどのように取り扱うのかという疑問が直ちにおこる。
- (d) 登録資産と非登録資産を区別すると、非登録資産の移転をどのように扱うのかを問わなければならない (おそらく受贈者の申告資産はふえないし受取と相殺されないので税負担がかかる。一方寄贈者の申告資産は減らないだろう)。
- (e) 個人支出税は個人所得税と比較して長期の貯蓄を有利にする。しかし資本移転が長期の貯蓄からおこなわれる可能性が強いと (たとえば寄贈者の死亡時には)、資本課税と個人支出税の統合は上の効果を減殺してしまう (統合しなくても、このことは当てはまる)。

IV. 1980年代の支出税支持論

まず非政府レベルの議論について述べ、次に政府レベルの議論をとりあげる。

(1) 非政府レベルの議論

1970年代に個人支出税を強力に支持した多くの人は1980年代になっても支持に変わりはない。代表的な例としては、ロンドンの財政研究所の発行している刊行物があり、以前よりもかなり詳しくイギリスの所得税が貯蓄の収益を歪めていることを明らかにしている (Hills, 1984)。もう一つはロディンの論文で、個人支出税は個人所得税の場合よりも理論的要件を実際に適用するのが簡単だと論じている。したがって課税標準の侵食の危険は小さい。

一方、初期の最も著名な提唱者のカルドアは税制変更による大混乱は公平面の利点を打ち消すほど大きいと考えるようになったようだ (Kaldor, 1980)。

他方新たに個人支出税を支持するようになった人もいる。J. G. ヘッド (参考文献を見よ) は原理的には個人所得税よりも個人支出税の方が効率面と公平面で優れていると主張している。しかし貯蓄の収益には金銭的なものだけでなく保証や名声などの追加的なものがあるが、このような帰属便益をカバーする個人支出税を構想することは不可能であろう。とはいえ、そのような貯蓄の収益にも課税しないと個人支出税は貯蓄を過剰に刺激することになるので、資本移転課税か資産課税あるいはその両者であろうと資本課税を個人支出税と組み合わせることが理想的である。

エコノミスト誌は1983年の秋にシリーズで支出税を支持し、個人所得税、資本利得税、社会保険料、資本移転税を廃止して、経常勘定か資本勘定かにかかわらずすべての所得と支出に課税する包括的個人支出税を導入すべきと提唱した。この場合法人税は同様に廃止され、キャッシュ・フロー税が導入されることになろう。エコノミスト誌はこのように通常の税制改正賛成論を展開しただけでなく、租税支払を発生概念でなくキャッシュ・フローに関係させることに

よる税制の魅力を強調したのである。しかし完全な支出税体系をわれわれの知っているような不完全な所得税体系と対比するきらいがあったし、資本移転を支出税体系に統合するという問題たとえば先に述べた課税単位や平均化の問題などに取り組むことはしなかったのである。

(2) 政府レベル

個人支出税がインドとスリランカで惨敗して以来、どの国の政府もほとんど個人支出税に興味を示さなかった。北アメリカの政府レベルでの真剣な提案を知らないし、何年か前にスウェーデンが支出税の方向に動くのも無理はないと言われたが、今のところ変わらない。また1982年にアイルランドの租税委員会は現行の所得税に支出税を接木することを提案したが、税務当局は厳しい留保条件を出し、現在のところ何もおこっていない。そしてイギリスでは政府は付加価値税により信頼を置き、所得税をあまり当てにしていないこと、また個人所得税を個人支出税に置き換えることについては、望ましいかもしれないし望ましくないかもしれないが、非現実的で実行不可能なことは確かという考えを1984年3月の予算でかなりはっきりと打ち出したのである。

したがって支出税の提唱者は、支出税が優れているとする議論がそれほど勝っているのであれば、なぜ政府は支出税の導入をそんなに嫌がるのかという、きわめて重大な問題に依然として立ち向かわなければならないのである。

参 考 文 献

- N. Kaldor, *An Expenditure Tax*, Allen & Unwin, London, 1955. (邦訳 時子山常三郎監訳『総合消費税』東洋経済新報社、昭和38年)。
N. Kaldor, *Indian Tax Reform*, Ministry of Finance, Delhi, 1956.
A. R. Prest, "The Expenditure Tax and Saving", *Economic Journal*, September 1959.
N. Kaldor, *Suggestions for a Comprehensive Reform of Direct Taxation*, Sessional Paper IV, Colombo, 1960.

- W. D. Andrews, "A Consumption-Type or Cash Flow Personal Income Tax",
Harvard Law Review, 1974.
Blueprints for Basic Tax Reform, U. S. Treasury, 1977.
- J. E. Meade *et al*, *The Structure and Reform of Direct Taxation*, Institute for Fiscal
Studies / Allen & Unwin, London, 1978.
- S. O. Lodin, *Progressive Expenditure Tax: An Alternative*, Liber Forlag, Stockholm,
1978.
- J. A. Kay and M. A. King, *The British Tax System*, Oxford University Press,
Oxford, first edition 1978, third edition 1983.
- A. R. Prest, "The Meade Committee Report", *British Tax Review*, No.3, 1978.
- A. R. Prest, "The Structure and Reform of Direct Taxation", *Economic Journal*,
June 1979.
- A. R. Prest, "Expenditure Tax Implementation", *Annual Conference Proceedings*,
Canadian Tax Foundation, Toronto, 1979.
- N. Kaldor, *Reports on Taxation*, I, Duckworth, London, 1980.
- J. A. Pechman(ed.), *What Should be Taxed: Income or Expenditure?*, Brookings
Institution, Washington, D. C., 1980.
- J. A. Kay, "The Meade Report after Two Years", *Fiscal Studies*, July 1980.
- J. G. Head, "The Comprehensive Tax Base Revisited", *Finanzarchiv*, Band 40,
Heft 1, 1982.
- J. G. Head and R. M. Bird, "Tax Policy Options in the 1980s", in S. Cnossen
(ed.), *Comparative Tax Studies*, North-Holland, Amsterdam, 1983.
- S. O. Lodin, "Income and Expenditure Taxes in Practice", in S. Cnossen *op. cit*,
1983.
The Economist, London, 17.9.1983, 24.9.1983, 19.11.1983 and 3.12.1983.
- J. Hills, *Savings and Fiscal Privilege*, Report Series No.9, Institute for Fiscal
Studies, London, 1984.